

本 庁

出先機関

上尾市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 30 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市公印規程の一部を改正する訓令

上尾市公印規程（昭和 38 年上尾市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表庁印の表上尾市印の項中「上尾市職員証用及び国民健康保険資格確認書確認用」を「市名をもって発する文書」に改める。

別表職印(1)市長印の表上尾市長の職印（認印）の項使用の区分の欄を次のように改める。

- | |
|--|
| <p>(1) 次に掲げるカード等の記載事項の変更の届出があった場合において、当該カード等に当該変更に係る事項を記載し、これに押す職印</p> <p>ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード</p> <p>イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 の在留カード及び同法第 19 条の 15 の 2 の特定在留カード</p> <p>ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項の特別永住者証明書及び同法第 16 条の 2 の特定特別永住者証明書</p> <p>(2) 前号の場合のほか、前号アからウまでに掲げるカード等の記載内容の正確性を保つための措置に係る事項を記載し、これに押す職印</p> |
|--|

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。